

〈事業報告書等提出書の様式〉

別記第5号様式の3（第2条関係）

令和2年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 バ双葉の露
代表者の氏名 遠 藤 崇 浩 印
電話番号 080-2864-0635

事業報告書等提出書

次に掲げる前事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第29条・第62条において準用する同法第52条第1項により読み替えて適用する同法第29条）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

（備考）

- 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載するか、その他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載すること。
- 2 上記5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿とすること。
- 3 この提出書による事業報告書等の提出に併せて、閲覧及び謄写の用に供する書類として上記1から6までの書類の写し〔各2部〕を添付すること（特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第6号）。ただし、条例第25条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、当該写しの添付を要しない。
- 4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都府県が定めるところによること。

（日本工業規格 A4）

令和元年度事業報告書

平成31年4月 1日から令和2年3月31日まで

特定非営利活動法人 双葉の露

1 事業の成果

Bau集団が提唱する「建築と福祉の融合」は建築士として福祉団体各位に福祉事業の中で建築の役割を理解頂く事が重要で有り多くの講習会、講演会に参加したり開催する事で徐々に浸透している事を実感しています。市民に対しては建築士の敷居を下げなければならぬを実感している中で、建築全般において、価格、業務全ての面で実践的に普及させる途についたと認識できてきた、福祉用具レンタル事業も含め、原価と経費による価格設定の理解が徐々に進行して来ている。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 月日	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出額 (千円)
重要文化財の利活用に関する事業		別紙				
周知に関する事業		通年				
維持管理に関する事業	福祉用具レンタル	通年				

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 月日	実施 場所	従事者 の人数	支出額 (千円)
	行わない				

(備考)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施月日、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額をそれぞれ記載する。
- 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。
- 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施月日、実施場所、従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。
- 事業の支出額は、活動計算書の事業費との整合性を図る。

第 1 号議案 2019 年度事業活動報告に関する件

1. 重要文化財「双葉幼稚園園舎」の利活用に関する事業、改修計画作成事業
 - 1) 他自治体の取組等を視察、文化庁主催の研修に参加、
 - 2) 道教委から市教委にレクチャーがあった。
 - 3) 改修を進めるには、保存活用計画書を作成しなければならない。道教委から市教委へ道内では保存活用計画の作成は自治体以外で作成している所有者はいないとレクチャーであったが、市教委文化課は基本事項の所有者、管理団体が作成すに言及し前年より進展できていない。
 - 4) 2020 年度も予算措置をしていないので、市教委からお金の掛かる支援は受けない。(保存活用計画の策定には、文建協や有識者の参加を市教委が呼びかける事となるが予算が無く、今年度も難しいと市教委から返答を貰っている。
 - 5) NPO 法人「双葉の露」が管理団体とし認められるかは、市教委→道教委→文化庁の流れで確認問い合わせ中です。
2. 周知に関する事業
 - 1) カラーリーフレット A 版 3 つ折り 5,000 枚
 - ① 配布場所 市役所へ 600 枚
 - ② 十勝バス 200 枚
 - ③ 園舎常備※現在残数 2,000 枚
 - 2) パンフレット 5,000 枚
 - ① 園舎常備
 - ② 残数 3000 枚
 - 3) 入会申込書 2,000 枚
 - ① 残数 200 枚
 - 4) ポストカード 3 種類各 1,000 枚 3,000 枚
 - ① 園舎で無料配布し募金と呼びかけ、作成費 12,960 円に対し募金 75,063 円
 - 5) 卒園名簿よりリストアップし入会案内の送付を行う
 - ① 600 通以上送付
 - ② 個人会員 53 名、個人協賛会員 97 口 57 名、協賛法人会員 6 社
 - 6) 一般開放事業
 - ① 別紙ー 1 による

3. 建物の維持管理に関する事業

- 1) 緊急な建物修繕、周辺環境の整備
 - ② 垣根の整備 1回
 - ③ 芝刈り 2回
 - ④ 倒木が有り、支障となる立木の伐採を行う。
 - ⑤ ドーム屋根の板金が剥がれ応急処置を行う。
- 2) 園舎見学及び使用団体に付いて
 - ① トレスアニョス展の開催 6月13日～6月23日(有料貸し)
 - ② ツアー見学会 5月25日
 - ③ 6月11日 BS朝日 テレビ撮影
 - ④ 6月19日 道教委調査
 - ⑤ 8月24日 商工会議所の見学
 - ⑥ 10月21日 ニューサウンドコンサート(有料貸し)

4. 資料・備品の整備事業

- 1) 資料及び備品の目録作成
- 2) 双葉幼稚園展の実施
 - ① 活動できず

5. 理事会開催に付いて

- 1) 総会開催準備の理事会を含め10回の開催をする。

参考様式（法第28条第1項）

令和元年度 活動計算書

令和元年年4月1日から令和2年3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)

(単位：円)

科目		金額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
	個人正会員 51名 52口	520,000		
	個人協賛会員 56名 92口	184,000		
	法人協賛会員 6社 6口	120,000	824,000	
2. 受取寄附金		130,000	130,000	
3. 受取助成金等				
4. 事業収益		86,000		
5. その他収益 募金		85,913		
			171,913	
経常収益計				1,125,913
II 経常費用				
1. 事業費				
	施設整備費	274,881		
	宣伝広告費	218,003		
	イベント費(一般公開管理費含む)	111,167		
	会員増強費(郵便代含む)	177,012	781,063	
	総会費及び会議費	33,758	33,758	
事業費計				814,821
2. 管理費				
	会議費	28,335		
	水道代(電気代は無し)	7,679		
	通信費(携帯電話、郵便代)	57,914		
	事務用品費	59,457		
管理費計			153,385	153,385
経常費用計				968,206
当期経常増減額				157,707
経常外費用計				
税引前当期正味財産増減額			157,707	
法人税、住民税及び事業税				
当期正味財産増減額			157,707	
前期繰越正味財産額			0	
次期繰越正味財産額				157,707

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

参考様式（法第28条第1項）

令和元年度 財産目録
令和2年3月31日現在

(特定非営利活動法人の名称)
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
手元現金	-5241		
銀行普通預金	149,309		
銀行普通預金	13,639		
未収金			
事業未収金			
流動資産合計		157,707	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計			
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計			
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計			
固定資産合計			
資産合計			
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
預り金			
流動負債合計			
2 固定負債			
長期借入金			
銀行借入金			
固定負債合計			
負債合計		0	
正味財産			157,707

会計監査報告

監査を実施した結果、
事業報告書及び財務諸表はいずれも正確にして適法であることを認めます。

令和2年4月 日

監事 上 徳 善 也



参考様式（法第28条第1項）

令和元年度 貸借対照表
令和2年3月31日現在

(特定非営利活動法人の名称)
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	157,707		
未収金			
流動資産合計		157,707	
2.固定資産			
(1)有形固定資産			
有形固定資産計			
(2)無形固定資産			
無形固定資産計			
(3)投資その他の資産			
投資その他の資産計			
固定資産合計			157,707
資産合計			
II 負債の部			
1.流動負債			
流動負債合計			
2.固定負債			
固定負債合計			
負債合計			
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	0		
当期正味財産増減額	157,707		
正味財産合計		157,707	
負債及び正味財産合計			157,707

第3号議案 2020年度活動計画書に関する件

1. 利用活用に関する事業

1) 一般開放に関する事業

- ① 5月(6月)～10月迄の土日祝日 10:00～15:00 に一般開放する。
 - i. グランドピアノ2台のフリー演奏、プライベート演奏会への無料使用
 - ii. 子供集会等の無料使用
 - iii. 園舎内見学
 - iv. 会場の予約使用の希望が多くなっても4回/月は確保する。
- ② 子供用の一般開放、イベントの実施を1回/月に行いたい。大谷短期大学との協働に付いて問い合わせ中
- ③ 読み聞かせ会等団体を探しています。

2) ワンコインコンサートの主催(1回/月)

- ① 昨年、数回のコンサート(無料、有料)を行った結果、音響環境が素晴らしいとの評価を多く頂いて、利用希望者で各ジャンルの音楽関係者から利用促進と会員増強協力を頂いている。
- ② 個人会員、個人協賛会員、法人協賛会員に対するメリット還元が出来ていない。
- ③ 個人会員へは500円券を1枚、個人協賛会員は1口で500円券を1枚、法人協賛会員は1口で500円券を2枚を配布する。チケットは年度繰り越しをしない。
- ④ 500円券以外は現金にて入場する。(開催日は施設見学者も同じ)
- ⑤ NPO法人「双葉の露」内の部会として担当理事の元で運営する。
- ⑥ 担当理事を新理事 佐々木源市氏とする。
- ⑦ ポスター、パンフの作成、配布、掲示、ホームページにアップ
- ⑧ 他団体に貸し出しで行う有料イベントは500円券を各自1枚の使用を貸し出し条件にする。

3) 一般開放時の予約利用について

- ① コンサート、展示会等開催日時を限定し利用する場合、半日利用は2,500円、1日利用は5,000円(学生は半額)、ピアノ利用者は1回2,000円を徴収する。
- ② 有料コンサートを行う場合は2回/月までの貸し出しとする。会場

使用料は 20,000 円でピアノ調律希望の場合は実費負担。会員に対しワンコインチケット 1 人 1 枚使用可能とし割引きとする。

- ③ 一般開放時以外で利用希望者は 500 円／時間を徴収する。ピアノ利用者は 500 円／時間を徴収する。

2. 周知に関する事業

- 1) パンフレットの配布
 - ① 協力者の確保
 - ② パンフレット常設場所の確保・・・会員の協力をお願い致します。
- 2) ホームページのアップ

3. 運営管理に必要な資金確保

- 1) 法人協賛会員の確保・・・会員増強に会員各位の協力が必要
- 2) ワンコインコンサートによる協賛会員確保

4. 改修計画作成と改修

- 1) 改修工事着手迄の手順方法について、市教委に伺いをたてる。
- 2) 改修カ所の把握、文書のまとめ。
- 3) 改修概略の把握(総予算の把握を行い、最終負担分の未通し予測する。)(改修資金の集散方法)

5. 保存された資料の調査研究

- 1) 「青い目の人形」や資料の常設展示を一部で行う。
- 2) ショーケース、展示額、解説用パネル、展示室の遮光、防犯等は寄付金を充当する。

6. 敷地の維持管理

- 1) 垣根の整備、芝刈りの実施
- 2) 伐採樹木の搬出
- 3) 管理者を探す・・・チューリップ、水仙、クロッカス等整備

7. 関係機関・団体及び企業との連絡・協調及び協働

- 1) 随時実施する。

8. 法人に必要な資料の編纂及び刊行

- 1) 調査報告書の増刷は先行投資資金確保後とする。
- 2) 写真葉書は募金者や来場者プレゼント用に増刷する。(1 枚 20 円の印

刷代)、3種類に対し、100円の募金で

第4号議案 2020年予算に関する件

1. 活動予算書による 資料－4

参考様式（法第28条第1項）

令和2年度 活動予算書
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
(特定非営利活動法人の名称)
(単位：円)

科目		金額			備考
Ⅰ 経常収益					
1.受取会費					
	個人正会員 61名 62口	620,000			10口増
	個人協賛会員 60名 102口	202,000			10口増
	法人協賛会員 16社 16口	320,000	1,142,000		10口増
2.受取寄附金		50,000	50,000		
3.受取助成金等					
4.事業収益		75,000			
5.その他収益 募金		150,000			
6.前年度繰越金		157,707	225,000 157,707		
経常収益計				1,574,707	
Ⅱ 経常費用					
1.事業費					
	1.利用活用に関する事業				
	ワンコインコンサート	100,000			ポスター、出演料
	ピアノ調律	50,000			2台
	一般開放管理費	200,000	350,000		40日×5,000
	2.周知に関する事業				
	パンフの作成	10,000			申込者1000枚
	ホームページ保守管理	25,000			
	5.保存された資料の調査研究	140,000	175,000		展示用物品 寄付金充当
	6.敷地の維持管理				
	伐採材処分	300,000			枯れ枝伐採、処分
	垣根整備	150,000			2回
	芝刈り	75,000			3回
	火報点検	25,000	550,000		
	8.法人に必要な資料の編纂及び刊	100,000	100,000		葉書 1,000枚×5種類
事業費計			1,175,000	1,175,000	
2.管理費					
	会議費	128,000			2,000×8名×8回
	水道代(電気代は無し)	75,000			
	通信費(携帯電話、)	25,000			携帯 25,000
	(郵便代)	45,000			郵送 150名×3回
	事務用品費	50,000			
	ワンコインカード	50,000			用紙、インク代
	雑費	26,707			
管理費計			399,707	399,707	
経常費用計				1,574,707	
当期経常増減額				0	

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

前事業年度の年間役員名簿

平成31年4月 1日から令和2年3月31日まで

特定非営利活動法人 双葉の露

役職名	氏 名	住所又は居所	就任期間	報酬を受け た 期 間
代表理 事	遠藤崇浩		平成31年4月1日から 令和2年3月31日	なし
副代表 理事	萩原一宏		平成31年4月1日から 令和2年3月31日	なし
副代表 理事	大野清徳		平成31年4月1日から 令和2年3月31日	なし
監 事	上徳善也		平成31年4月1日から 令和2年3月31日	なし
理 事	川田ノリ子		平成31年4月1日から 令和2年3月31日	なし
理 事	河西道世		平成31年4月1日から 令和2年3月31日	なし
理 事	川村善規		平成31年4月1日から 令和2年3月31日	なし
理 事	齋川誠太郎		平成31年4月1日から 令和2年3月31日	なし

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 「役職名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 3 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。
- 4 「就任期間」の欄には、左に記載された役員全員について記載し、「報酬を受けた期間」の欄については、報酬を受けたことがある役員のみについて記載する。
- 5 「就任期間」「報酬を受けた期間」については、前事業年度期間中の該当する期間を記載する。

(書式例)

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

令和2年3月31日現在

特定非営利活動法人 双葉の露

氏 名	住 所 又 は 居 所
遠藤崇浩	
萩原一宏	
大野清徳	
上徳善也	
川田ノリ子	
河西道世	
川村善規	
齋川誠太郎	
佐藤悦弘	
高橋知行	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 前事業年度の末日現在における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。